

東村山市多胎児家庭移動経費補助金のお知らせ

東村山市では、多胎児（双子や三つ子）が健康診査や予防接種などの母子保健事業を受ける際に利用したタクシーの料金の一部を補助いたします。対象者、要件、対象経費、区分、申請期限、申請に必要なもの等についてご案内いたします。

【対象者】

0歳～2歳の多胎児を養育する保護者

【対象経費】

乳幼児の健康診査、定期予防接種、ゆりかご多胎児の会、その他東村山市で行う相談、学級等の母子保健事業を受ける際に利用したタクシーの料金のうち、以下のいずれにも該当するもの

- ①東村山市に住民票がある間に利用したタクシーの料金であること
- ②上記の事業を多胎児が受ける際に利用したタクシーの料金であること

※原則として、別紙「東村山市多胎児家庭移動経費補助対象事業一覧」に記載されているものに限りします。

【要件】

以下の区分ごとの補助対象期間中に、東村山市の保健師・助産師の面接を受けること

※本補助金のための専用の面接である必要はなく、健診や相談、訪問等の際に行うものも含まれます。

【補助区分、補助対象期間、補助上限額、申請期限等】

区分	補助対象期間	補助上限額	申請期限
0歳児の間に利用したタクシー料金	出生した日～1歳の誕生日を迎える前日まで	24,000円	1歳6か月を迎える前日まで
1歳児の間に利用したタクシー料金	1歳の誕生日～2歳の誕生日を迎える前日まで	24,000円	2歳6か月を迎える前日まで
2歳児の間に利用したタクシー料金	2歳の誕生日～3歳の誕生日を迎える前日まで	24,000円	3歳6か月を迎える前日まで

【申請窓口】

子ども保健・給付課 事業係（いきいきプラザ3階）
郵送でもご申請いただけます。

【申請に必要なもの】

(1) ご提出いただくもの	(2) その他必要なもの
① 領収書の写し	① 振込口座の分かるもの
② 母子健康手帳（該当ページの写し） ※裏面参照	② ハンコ（シャチハタ可）
③ ②のほか、母子保健事業を受けた日が分かる書類 （ない場合は提出不要です。）	
④ 申請書（窓口に備え付けのもの、又は市ホームページから印刷）	
⑤ 請求書（窓口に備え付けのもの、又は市ホームページから印刷）	

【補助の流れ】

- ①申請窓口に書類をご提出ください（郵送申請可）。
- ②申請受理後、申請書類の審査を行います。
- ③お振込み金額が確定いたしましたら、申請の翌月中旬ごろにお知らせいたします。
- ④その後、申請の翌月末日頃にご指定の銀行口座へお振込みいたします。

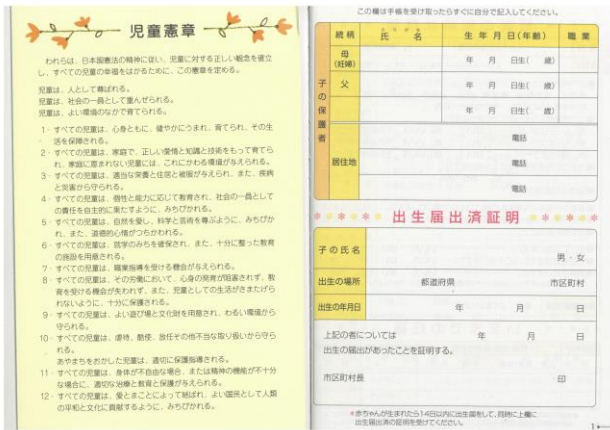
【お問い合わせ先】 東村山市 子ども家庭部 子ども保健・給付課 事業係（いきいきプラザ3階）
〒189-8501 東村山市本町1-2-3 TEL：042-393-5111（代）

【母子健康手帳（写し）の該当ページ】

母子健康手帳の写し…以下の写しが必要となります。

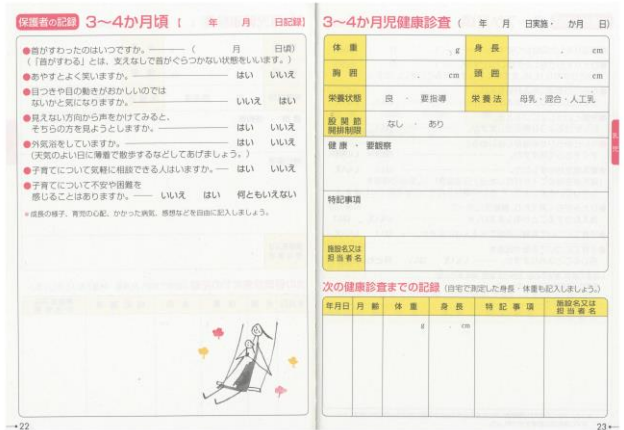
①出生届出済証明

出生届を提出した区市町村で証明を受けることができます。
市区町村長の証明印が押されたものをお持ちください。



②健康診査の記録

健康診査実施日と同日のタクシー料金が対象となります。
往復ともにタクシーを利用している場合は、往復分がどちらも対象となります。



③予防接種の記録

②と同様です。



その他

母子健康手帳に記録がないものでも、市で保管している相談記録や学級の受講記録、予診票の記録等により実施日が確認できる場合、同日分のタクシーの利用料金が補助対象となります。確認できる書類がない場合、補助を受けることができませんので、ご了承ください。